



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年6月19日金曜日 第721号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 知事指定薬物の指定……………（薬務衛生課）… 380
- 農地中間管理機構の住所及び農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更……………（農政課農地・担い手対策室）… 380
- 保安林の指定……………（森林整備課）… 380
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（中予地方局地域福祉課）… 381
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ）… 381
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 381
- 道路の供用開始（県道松山空港線）……………（中予地方局管理課）… 381
- 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）……………（南予地方局愛南土木事務所）… 382
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 382
- 道路の区域変更（県道大洲保内線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 382

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 382
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………（ ）… 383

正 誤

- 令和8年4月24日付け第705号愛媛県告示第361号（土地改良区役員の就退任の届出）中……………（東予地方局農村整備課）… 383

告 示

○愛媛県告示第709号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 2- {2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e

- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類

【通称名】 F l u e t o n i t a z e p y n e、N - p y r r o l i d i n o - f l u e t o n i t a z e n e

- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類

【通称名】 5 - M e O - N i P T

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和8年6月20日

○愛媛県告示第710号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第2項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から次のとおり住所及び農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 農地中間管理機構の住所

変更前	愛媛県松山市三番町四丁目4番地1
変更後	愛媛県松山市北持田町132番地

2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

変更前	愛媛県松山市三番町四丁目4番地1
変更後	愛媛県松山市北持田町132番地

3 変更年月日

令和8年6月22日

○愛媛県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

西条市福武字八堂乙9の1・乙12の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第712号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年6月19日

愛媛県中予地方局長 小山 哲 司

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社まるいち	有限会社 まるいち訪問介護事業所	東温市南方474番地の9	令和8年4月30日	訪問介護

○愛媛県告示第713号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年6月19日

愛媛県中予地方局長 小山 哲 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510363	株式会社 R a m y	伊予郡松前町出作524番地	長岡 雅 美	居宅介護	ヘルパーステーション Army	伊予郡松前町出作524番地	令和8年5月1日

○愛媛県告示第714号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年6月19日

愛媛県中予地方局長 小山 哲 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813500067	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井一丁目1番25号	渡 邊 文 春	自立訓練（生活訓練）	トミー自立訓練所	伊予郡松前町大字徳丸字天王1338番地	令和8年7月1日

○愛媛県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山空港線	松山市南江戸五丁目742番28から 同市南江戸一丁目738番5まで	令和8年6月19日

○愛媛県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦244番地先から 同町麦ヶ浦3番地先まで	旧	メートル 4.7~15.0	キロメートル 0.178	
		南宇和郡愛南町麦ヶ浦244番地先から 同町麦ヶ浦3番地先まで	新	4.7~15.0	0.178	

○愛媛県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町麦ヶ浦244番地先から 同町麦ヶ浦3番地先まで	令和8年6月19日

○愛媛県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲保内線	大洲市平野町平地171番2から 同町平地488番1地先まで	旧	メートル 3.6~22.1	キロメートル 0.440	
			新	7.0~27.1	0.440	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,087,514
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,751
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 235,940

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,120	14,040
南宇和郡	16,229	5,410
松山市・上浮穴郡	422,959	137,160
今治市・越智郡	127,962	42,654
宇和島市・北宇和郡	67,848	22,616
八幡浜市・西宇和郡	32,233	10,745
新居浜市	93,523	31,175
西条市	85,663	28,555
大洲市・喜多郡	45,387	15,129
伊予市	29,530	9,844
四国中央市	67,882	22,628

西 予 市	28,582	9,528	東 温 市	27,596	9,199
-------	--------	-------	-------	--------	-------

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月19日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
省略			省略		
			美須賀病院	今治市黄金町3 - 4 - 8	昭和56年11月 6日
省略			省略		
2～6 省略			2～6 省略		

正 誤

○正 誤

令和8年4月24日付け第705号愛媛県告示第361号（土地改良区役員
の就退任の届出）中

ページ	箇所	誤	正
249	就任の表 役員の種類の 欄	監 事	理 事